

駐車場管理機器保守業務委託契約書

沖縄県立八重山病院 院長 篠崎 裕子(以下「甲」という)と、_____ (以下「乙」という)は、駐車場管理機器(以下「機器」という)の保守に関し、次のとおり契約を締結する。

第一条(目的)

乙は設置された機器が円滑に稼動するよう定期的に点検、調整を行うほか、故障した場合は速やかにその修理を行い、性能の保持に努める。

第二条(保守対象機器)

本契約における保守対象機器は、下記の通りとする。

(1)機器設置場所

沖縄県石垣市真栄里 584-1

沖縄県立八重山病院一般駐車場内

(2)契約機器明細

別紙「機器種類明細」参照

第三条(保守契約の期間)

本契約の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

第四条(保守の種類、内容)

契約金額に該当する保守の種類と内容は、次の通りとする。

(1)定期点検

乙は、1 年に 2 回、機器の機能保持及び磨耗、故障に対する予防保全を図るために行う。

(2)故障修理

乙は、前項のほか機器の不具合発生により修理を要する場合は、甲の通知により速やかに係員を派遣し、部品交換・機器調整等、復旧作業を行う。

(3)保守対応時間

保守対応時間は、乙の営業時間内とする。(平日、土日祝祭日 9:00 ~ 17:00)

(4)台風対策

暴風域への到達前：機器へのカバーかけ、ゲートバー等の取り外し

暴風域を過ぎた後：機器のカバー取り外し、動作確認、駐車車両への運用開始時の発券取付作業、ゲートバー等の取り付け

(5)報告

作業終了後乙は、指定の報告書で点検の内容を甲に報告する。

第五条(機器保守の例外事項)

- (1)本契約に含まれない機器の保守作業。
- (2)機器の移動及び改造等に要する作業。
- (3)乙の指定する使用条件に反した事により生じた故障の修理。

第六条(保守料金)

保守料金は、次の通りとする。

月額 円 総額 円 (消費税込み)

第七条(支払条件)

- (1)乙は毎月初めに前月分の保守料金を請求書により甲に請求するものとする。
- (2)甲は適法な請求書を受領した日から 30 日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

第八条(甲の費用負担)

- (1)機器に必要な駐車券、ロールペーパー、パスカード、サービス券等の消耗品は甲の負担において供給、交換する。
- (2)機器運営にかかわる警備費用。(一次対応、乙の時間外対応等)
- (3)乙が保守を行うための必要な調整消耗品及び電力。

第九条(乙の費用負担)

- (1)第四条(保守の種類、内容)に定める事項に要する費用。
- (2)定期点検に必要な消耗部品。
- (3)保守に必要な工具及び測定器。

第十条(契約の解除)

- (1)甲は、甲の運営上の理由により本契約を解除する必要が生じた場合は、第二条の規定に関わらず解除しようとする日の1ヶ月前までに文書により乙に通知し、解除できるものとする。
- (2)乙は、乙の運営上の理由により本契約を解除する必要が生じた場合は、第二条の規定にかかわらず解除しようとする日の1ヶ月前までに文書により甲に通知し、解除できるものとする。
- (3)本契約の契約開始日が属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
- (4)前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責務を負わない。

第十一条(暴力団排除)

甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。

- (1)法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第十二条(下請負契約等に関する契約解除)

- (1)乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- (2)甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第十三条(不当介入に関する通報・報告)

乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否さ

せるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第十四条（費用の負担）

本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

第十五条（契約保証金）

乙が甲に納付すべき契約保証金は〇〇とする。

第十六条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び、疑義については、甲、乙協議の上決定する。

以上、本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各々その 1 通を保有する。

平成 31 年 月 日

沖縄県石垣市真栄里 5 8 4 番地 1
甲 沖縄県立八重山病院
院長 篠崎 裕子

乙

別紙

沖縄県立八重山病院契約機器種類明細

	機器名	型式	数量 (台)
1	駐車券発行機	GT-2800N	2
2	出口精算機	GT-7700	2
3	事前料金精算機	GT-7800	1
4	監視盤インターホ付	TF-9220	1
5	カーゲート	NT-1500	4
6	バーキャッチャー	NT-1900	4
7	磁気カード読込機	GT-3900	1
8	割引認証器	AR-150	2
9	入口表示灯		1
10	出庫注意灯		1

駐車場管理機器保守業務委託契約書

平成 31 年 3 月

沖縄県立八重山病院